あんしん 暮らし情報

７月は、固定資産税・都市計画税第２期の納期です

～納付には、便利な口座振替を～

▶納税課田 ☎042－460－9831

市HP

税・保険・年金

国民年金保険料　免除・納付猶予制度

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除・納付猶予の申請をすることができます。令和７年度分（７月～令和８年６月）は７月１日㈫から受付を開始し、所得の審査などに基づいて決定されます。原則、申請は毎年度必要ですが、前年度が全額免除・納付猶予の「継続承認者」は不要です。学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

持本人確認できるもの（マイナンバーカードなど）

□**失業などによる申請を希望する場合**

令和５年12月31日以降の離職日が記載されている「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」などを添付すると、失業者の所得審査を省略できます（コピー可・画像不可）。

申保険年金課（田無庁舎２階）、市民課（防災・保谷保健福祉総合センター１階）　※マイナポータルを利用した電子申請や年金事務所での手続も可能です。　※詳細は年金機構HPへ

問武蔵野年金事務所☎0422－56－1411（ナビダイヤル）

▶保険年金課田 ☎042－460－9825

年金機構HP

手当助成・補助

自治会・町内会等活性化補助金

自治会・町内会などが地域福祉の促進と地域づくりのために行う事業に対して補助金を交付します。

対市内の自治会・町内会およびマンション管理組合

□**対象事業**　４月１日～令和８年３月31日に行う主催または共催する事業

□**補助金上限額**　①と②の合計額

①1万2,000円　②200円×加入世帯数

※加入世帯数は、会員名簿などで加入世帯数が確認できる場合　※1,000円未満は切捨て

申11月28日㈮（必着）までに、申請フォームから電子申請または申請書類を〒188－8666市役所協働コミュニティ課へ郵送またはメール・持参（田無第二庁舎５階）で下記へ

※詳細は下記へ

▶協働コミュニティ課田 ☎042－420－2821

✉kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

市HP

気管支ぜん息の方への医療費助成～大気汚染医療費助成制度～

都内に１年（３歳未満は６カ月）以上在住の18歳未満で気管支ぜん息などに罹患（りかん）しているなど、要件を満たす方に医療費を助成しています。

※詳細は問のHPへ

問東京都保健医療局環境保健衛生課 ☎03－5320－4491

▶健康課保☎042－438－4021

くらし・環境

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。

時／場①７月９日㈬午後２時～午後５時／保谷東分庁舎　②７月19日㈯午前９時30分～午後０時30分／芝久保公民館　対市内の地上２階建て以下の木造一戸建てで、自ら所有し居住している住宅　※原則、昭和56年５月31日以前の建築　定各回８人（申込順）※１人35分程度　申①７月４日㈮②７月16日㈬までに、電話で下記へ

□**相談員**　①（一社）東京都建築士事務所協会北部支部　②住みよい町をつくる会

▶住宅課保☎042－438－4052

住宅増改築相談　申込不要

家の修理やリフォームをしたいが、どこに頼んだらいいか分からないという方に安心して依頼できる業者を斡旋（あっせん）します。

時７月14日㈪午前10時～午後３時

場田無庁舎２階

□**相談員**　西東京市住宅リフォーム斡旋センター

▶住宅課保☎042－438－4052

後期高齢者医療制度加入者の葬祭費助成

申請期間　葬儀を行った日の翌日から２年間

「後期高齢者医療制度」の加入者が亡くなった場合、遺族（喪主）の方へ葬祭費の助成を行っています。

対東京都後期高齢者医療広域連合が保険者で保険者番号が「39132295」の方の遺族（喪主）

持●マイナ保険証、保険証または資格確認書のいずれか　●申請者（喪主）名義の金融機関口座

□**助成金額**　５万円

□**提出書類**　●西東京市後期高齢者葬祭費助成交付申請（請求）書　●会葬礼状または葬儀社に支払った領収書の写し（いずれも喪主の名義が分かるもの）

※申請後、２カ月程度で振り込みます。支給決定通知は申請者（喪主）の方へ郵送します。

問制度について…広域連合お問い合わせセンターへ ☎0570－086－519（IP電話・PHSの方は☎03－3222－4496）

▶保険年金課田 ☎042－460－9823

交通事故などにあったとき（国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方）

交通事故など第三者から受けたケガなどの医療費は、加害者（相手方）が過失割合に応じて負担しますが、届け出により、74歳までの方は国民健康保険、75歳以上の方は後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を保険者である西東京市か東京都後期高齢者医療広域連合が一時立て替え、後で加害者（相手方）に請求します。診療を受ける際には、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。

また、事故（自損事故含む）にあったら、本市の国民健康保険か後期高齢者医療担当窓口に必ず届け出てください。必要な書類（被害届など）は、担当者が事故の状況などをお伺いしたうえでご案内します。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。

問後期高齢者医療制度について…広域連合お問い合わせセンターへ ☎0570－086－519（IP電話・PHSの方は☎03－3222－4496）

▶保険年金課田

●74歳までの方 ☎042－460－9821

●75歳以上の方 ☎042－460－9823

出産育児一時金・葬祭費の支給

出産育児一時金の支給

国保加入者が出産したときに支給されます。医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があり、利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則不要となります。

※直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方や直接支払制度などを利用しない方は申請が必要です。

持●マイナ保険証、保険証または資格確認書のいずれか　●世帯主名義の口座情報　●直接支払制度合意文書　●出産費用明細書　●マイナンバーの分かる書類

葬祭費の支給

国保加入者が死亡し、葬儀を行った場合に喪主の方に一律５万円が支給されます。

□**申請期間**　葬儀を行った日の翌日から２年間

持●マイナ保険証、保険証または資格確認書のいずれか　●喪主名義の口座情報　●会葬礼状または葬儀の領収書（いずれも喪主の名義が分かるもの）

※郵送希望の方は事前にお問い合わせください。

場保険年金課（田無庁舎２階）、市民課（防災・保谷保健福祉総合センター１階）

▶保険年金課田☎042－460－9821

マイナンバーカードの活用方法・申請方法

市HP

全国のコンビニで、住民票や印鑑証明などを取ることができます。

時午前６時30分～午後11時

※コンビニ交付対応マルチコピー機がある店舗のみ　※手数料は窓口より100円安くなります。

□**マイナンバーカードの申請方法**

郵送・オンライン・街中の証明写真機から申請できます。

※詳細は市HPへ

問●マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120－95－0178（平日午前９時30分～午後８時、㈯・㈰・㈷午前９時30分～午後５時30分　※年末年始を除く）

●西東京市マイナンバー専用ダイヤル ☎042－460－9845（平日午前８時30分～午後５時　※年末年始を除く）

▶市民課田☎042－460－9820 保☎042－438－4020